七　荷主（法第六十四条各号に掲げる者を含む。以下同じ。）の都合により集貨又は配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）で待機した場合にあっては、次に掲げる事項

イ　集貨地点等

ロ　集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時

ハ　集貨地点等に到着した日時

ニ　集貨地点等における積込み又は取卸し（以下「荷役作業」という。）の開始及び終了の日時

ホ　集貨地点等で、当該貨物自動車運送事業者が、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時

ヘ　集貨地点等から出発した日時

八　集貨地点等で、当該貨物自動車運送事業者が、荷役作業又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が一時間以上である場合に限る。）にあっては、次に掲げる事項（前号に該当する場合にあっては、イ及びロに掲げる事項を除く。）

イ　集貨地点等

ロ　荷役作業等の開始及び終了の日時

ハ　荷役作業等の内容

ニ　イからハまでに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合にあっては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあっては、その旨

九・十　（略）

2　貨物自動車運送事業者は、前項の規定により記録すべき事項について、運転者等ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四十八条の二第二項の規定に適合する運行記録計（以下「運行記録計」という。）により記録することができる。この場合において、当該貨物自動車運送事業者は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者等ごとに運行記録計による記録に付記させなければならない。

（事故の記録）

第九条の二　貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならない。

一　（略）

二　事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三～八　（略）

(3)　荷役作業等の内容

(4)　(1)から(3)までに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合にあっては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあっては、その旨

（新設）

（新設）

七・八　（略）

2　一般貨物自動車運送事業者等は、前項の規定により記録すべき事項について、運転者等ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四十八条の二第二項の規定に適合する運行記録計（以下「運行記録計」という。）により記録することができる。この場合において、当該一般貨物自動車運送事業者等は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者等ごとに運行記録計による記録に付記させなければならない。

（事故の記録）

第九条の二　一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならない。

一　（略）

二　事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三～八　（略）